

秋田県告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により令和5年6月28日付け指令雄建一785で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
雄勝郡羽後町足田字南田35番地の2
秋田指月株式会社 代表取締役 足達信章
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
雄勝郡羽後町字西馬音内260番1、260番2、263番、264番、265番、266番、267番2、271番の内及び644番の内